第三条第七項の表第二十六条の項を次のように改める。

第二十六条	企業年金基金（	厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいい、解散した厚生年金基金を含む。以下同じ。）、企業年金基金（
	企業年金基金に	厚生年金基金及び企業年金基金に

第三条第七項の表第二十六条の項の次に次のように加える。

第三十六条第四号	他制度加入者	他制度加入者（事業主が設立している存続厚生年金基金の加入員を含む。）

第四十九条第三項中「第百条の二第一項」を「第百条の二第五項」に、「健康保険組合若しくは」に改める。

（国民年金基金令の一部改正）

第三条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　解散及び清算（第三十六条―第四十二条）」を「第七節　解散及び清算（第三十六条―第四十二条の二・第四十二条の三）」に改める。

第二十七条第一項中「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第二項中「作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければ」を「作成しなければ」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第八節　合併及び分割

（合併及び分割の公告）

第四十二条の二　法第百三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金又は法第百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割承継基金は、法第百三十七条の三第一項の規定による吸収合併又は法第百三十七条の三の七第一項の規定による吸収分割（次条の表以外の部分において「吸収分割」という。）をしたときは、二週間以内に、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　当該吸収合併又は吸収分割の認可の年月日

二　法第百三十七条の三の二に規定する吸収合併消滅基金又は法第百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割基金（次条の表以外の部分において「吸収分割基金」という。）の名称及び所在地

2　法第百三十七条の三の五第一項及び法第百三十七条の三の十一第一項並びに前項の規定による公告は、第八条に規定する方法によりしなければならない。

（吸収分割に関する技術的読替え）

第四十二条の三　法第百三十七条の三の十三において吸収分割基金が吸収分割をする場合について会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）の規定を準用する場合においては、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	吸収分割にあっては同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社、新設分割にあっては同法第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社	国民年金法第百三十七条の三の七第二項に規定する吸収分割承継基金
	分割契約等（吸収分割にあっては吸収分割契約（同法第七百五十七条の吸収分割契約をいう。以下同じ。）、新設分割にあっては新設分割計画（同法第七百六十二条第一項の新設分割計画をいう。以下同じ。）	吸収分割契約（同項の吸収分割契約
	分割契約等	吸収分割契約
	会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項	国民年金法第百三十七条の三の十二第一項

第四十三条中「第百三十七条の十五第一項第二号」を「第百三十七条の十五第二項第三号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　基金への助言又は指導

第四十五条第二項中「もとの」を「元の」に改め、「前後の加入員期間」の下に「（法附則第五条第十二項の規定により被保険者とみなされた場合に係る加入員期間を除く。）」を加える。

第五十一条第二項の表第二十四条の項の次に次のように加える。

第二十七条第一項	に届け出なければならない	の認可を受けなければならない

第五十一条第二項の表第二十七条第二項の項を次のように改める。

第二十七条第二項	法第百十九条の三	法第百三十七条の七第一項
	設立委員又は発起人	発起人
	作成しなければならない	作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない

（所得税法施行令の一部改正）

第四条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第二号中「」及び」を「以下この号において「企業型年金加入者期間」という。）と、当該計算の基礎となつた」に、「を合算した」を「のうち企業型年金加入者期間と重複していない期間とを合算した」に改める。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項若しくは第六十二条第一項第一号中「又は第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「、第九十条の三第一項又は」に改める。

一　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）第二十三条

二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）第十二条